デジタル訓練促進費（ＤＸ推進スキル標準対応コース）

の対象となる事業の概要について

令和６年 11月７日

能力開発課

デジタル訓練促進費の対象となる事業の概要については、下記のとおりとします。

※支払要件の詳細及び留意点等は別紙を参照。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　容 |
| １ 事業内容 | デジタル分野の訓練を実施する委託先機関に対して要件を満たす場合は、報償費の支給（全期間について１人月当たり**5,000円（外税）**の上乗せ）を行う。 |
| ２ 対象訓練 | 次のいずれも満たすこと  (1) 知識等習得訓練コース、ｅラーニングコース及びデュアルシステムコースで、 「DX推進スキル標準」において整理された共通スキルリストのカテゴリーである「ビジネス変革」、「データ活用」、「テクノロジー」、「セキュリティ」のうち、複数のカテゴリーの学習項目が科目に盛り込まれたカリキュラムとなっているコース  (2) 令和10年３月31日までに訓練を開始するコースとする。 |
| ３ デジタル訓練促進費の支給要件 | 詳細は別紙※１を参照 |
| ４ 上乗せのための手続きおよび要件 | 企画提案募集時にスキル項目・学習項目チェックシート（様式14）及び学習項目に対応する訓練カリキュラムの該当箇所がわかる資料等の書類を提出すること。  （契約後に提出する場合は契約変更すること） |
| ５ 支給時期 | 訓練期間が３箇月を超える場合、委託訓練実施要領（以下要領）第１章第11(3)により３箇月毎に訓練実施経費を支払うことは可能であるが、デジタル訓練促進費（ＤＸ推進スキル標準対応コース）は訓練終了後に支払う。 |
| ６ その他 | 支払いについては要領第１章第11「委託費の支払い」を準用することによって得た額とすること。 |

１　デジタル訓練促進費の支給要件

別紙１

〔訓練コース要件〕

知識等習得訓練コース、ｅラーニングコース及びデュアルシステムコースで、 「DX推進スキル標準」において整理された共通スキルリストのカテゴリーである「ビジネス変革」、「データ活用」、「テクノロジー」、「セキュリティ」のうち、複数のカテゴリーの学習項目が科目に盛り込まれたカリキュラムとなっているコース

（１つのカテゴリーのみ盛り込まれている場合は該当しない）

２　報償費支給の考え方

　　　　　訓練実施経費の上限はあくまで５万３千円で、訓練実施費と別にデジタル訓練促進費（ＤＸ推進スキル標準対応コース）として５千円を報償費として支給するものです。

　　　　　また、結果的に上乗せの要件を満たさなかった場合、デジタル訓練促進費（ＤＸ推進スキル標準対応コース）を除く訓練実施経費のみの支払となります。

　　　※デジタル訓練促進費のうち「デジタル資格取得コース」と「DX推進スキル標準対応コース」の要件を併用したコースの設定も可能であるが、双方の要件によるデジタル訓練促進費の併給はできないものとし、これらを併用したコースの場合は、「デジタル資格取得コース」の要件によるデジタル訓練促進費が支給されない場合に限り、「DX推進スキル標準対応コース」の要件によるデジタル訓練促進費を支給する。

３　各種コースにおける留意点

　　下記に該当する場合、デジタル訓練促進費（ＤＸ推進スキル標準対応コース）（5,000円）を訓練設定時間の割合で按分する。

　（１）知識等習得コースのうち、１月当たりの訓練設定時間が100時間未満のもの（祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く）。

　（２）育児等との両立に配慮した再就職支援コースのうち、１月当たりの訓練設定時間が80時間未満のもの。

　（３）ｅラーニングコースとして実施する場合は１月当たりの訓練設定時間が54時間未満のもの。